

議案第21号

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和8年3月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

特別区人事委員会の報告及び意見を踏まえ、園長及び副園長に係る管理職手当の支給額について改定する必要があるため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表園長の項中「89,600円」を「93,500円」に、「70,800円」を「74,200円」に改め、同表副園長の項中「64,700円」を「67,700円」に、「41,900円」を「49,400円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後			改正前		
○幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第14号			○幼稚園教育職員の管理職手当に関する規則 平成12年3月31日世教委規則第14号		
<u>附 則</u> <u>この規則は、令和8年4月1日から施行する。</u>					
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
支給範囲	支給額		支給範囲	支給額	
	定年前再任用短時間勤務 職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務 職員		定年前再任用短時間勤務 職員以外の職員	定年前再任用短時間勤務 職員
園長	<u>93,500円</u>	<u>74,200円</u>	園長	<u>89,600円</u>	<u>70,800円</u>
副園長	<u>67,700円</u>	<u>49,400円</u>	副園長	<u>64,700円</u>	<u>41,900円</u>